

平成26年5月15日

各位

会社名 株式会社 植木組
 代表者名 代表取締役社長 植木 義明
 (コード番号 1867 東証第1部)
 問合せ先 常務執行役員経理部長 岡本 広幸
 (TEL. 0257-23-2201)

定款の一部変更（取締役の任期変更等）に関するお知らせ

当社は、平成26年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月27日開催予定の第67回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営環境の変化に迅速かつ適切に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第23条（任期）を変更するものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう定款変更案のとおり第44条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除するものであります。

また、これらの条文の新設及び削除に伴い、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第6条（条文省略） <u>（自己の株式の取得）</u> 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる。	第1条～第6条（現行のとおり） （削 除）
第8条～第22条（条文省略） （任 期） 第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	第7条～第21条（現行のとおり） （任 期） 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （削 除）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 24 条～第 44 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 45 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 46 条 当社は、取締役会の決議によって、 <u>毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当 をすることができる。</u></p> <p>第 47 条 (条文省略)</p>	<p>第 23 条～第 43 条 (現行のとおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 44 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、 <u>法令に別段の定めのある場合を除き、取 締役会決議によって定めることができ る。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 45 条 (現行のとおり)</p> <p><u>② 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第 46 条 (現行のとおり)</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 26 年 6 月 27 日 (金) (予定)

定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 27 日 (金) (予定)

以 上